

「地方分権改革推進法」の早期成立と地方分権の推進による都市自治の確立等に関する重点要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権改革推進法について

- (1) 「地方分権改革推進法」の早期成立を図ること。
- (2) 「地方分権改革推進委員会」の委員選任にあたっては、地方の意見を反映させること。
- (3) 「地方分権改革推進計画」の作成にあたっては、地方と事前協議すること。

また、地方に関わる事項についての政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組みとして、「(仮)地方行財政会議」を設置すること。

- (4) 「地方分権改革推進計画」の作成後、「地方分権改革一括法(仮称)」を制定すること。

2．都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性の原理に基づき、一定の分野ごとにまとめた事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、個性ある地域の発展を阻害している、国等による関与・規制を廃止・縮減すること。

3．教育委員会、農業委員会については、設置するか、設置せずにその事務を長が行うかを地方公共団体の判断により選択できるようにすること。

また、幼稚園、生涯学習・社会教育、文化・スポーツなどの義務教育以外の事務については、原則として首長の責任の下で行うこととすること。

4．政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲すること。

また、特例市の指定要件の見直しを図ること。

5．道州制のあり方の検討にあたっては、地方の意見を反映させること。

6．地方公共団体が行う事務に関する法令等の制定等に際しては、住民に対する周知、事務手続き等に支障を生じないように配慮すること。

以上要望する。

市町村合併支援の充実強化等に関する重点要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するとともに、その活用の際には、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。
- (2) 合併市町村補助金の所要額については、国の補正予算成立後に補助金の交付決定がなされるため、国の予算の裏づけがない補助金を財源とした事業費を当初予算に計上せざるを得ない状況にあることから、国は早期に所要額を計上し、交付決定の時期を早めるなど、適切な措置を講じること。
- (3) 合併市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営に配慮し、普通交付税の算定の特例措置を拡充するなど、適切な措置を講じること。

2. 合併特例債について

- (1) 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じること。
- (2) 合併特例債の元利償還金については、普通交付税措置に伴う所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

3. 合併により重複となった国庫補助を受けて整備された公共施設を、行政の効率化のため廃止する場合において、国庫補助金の返還を免除するなど、特段の配慮を行うこと。

4 . 国の行政機関の管轄区域の見直しについて

市町村合併に伴い都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、行政サービスの低下防止及び相互の円滑な連携を確保するため、管轄区域の整合を図ること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する重点要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の確かな復興のため、災害復旧事業期間の延長等、地域の実情に応じた弾力的な運用を図ること。
- (2) 災害救助法について、積雪等地域の地理的条件等を十分反映し、実情に即した適用がなされるよう基準の見直しを図るとともに、応急救助の種類・対象・費用の範囲と限度額、さらに適用期間についても必要な見直しを図ること。
- (3) 被災者の住宅生活再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (4) 災害発生時における仮設住宅用地等提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。
- (5) 被災市への応援派遣職員の受入れに際し、必要な財政措置を図ること。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策及び富士山火山広域防災対策の充実強化等について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の適切な運用、具体的な施策の実施と事業メニュー化を推進すること。

富士山火山広域防災対策について、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、デジタル防災行政無線等の整備等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、コミュニティ放送の有効活用も含めた災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備を図ること。
- (4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。
地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。
- (5) 地域防災活動等を推進するため、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

3 . 消防・救急業務体制の充実強化について

- (1) 常備消防、消防無線及び消防指令業務の広域再編のため、必要な情報提供、援助を行うこと。
- (2) 高速自動車道の消防・救急業務に対する支弁金制度について、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

以上要望する。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ 放送移行への支援に関する重点要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するとともに、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際して、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。
- 2．都市自治体による統合型GIS構築に対する財政措置等を充実すること。
- 3．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。
特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。
- 4．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、難視聴地域の拡大が懸念されることから、国及び放送事業者の責任において当該地域に対する十分な情報提供と整備・対応を図ること。特に、共聴施設改修等の必要が生じた場合、市民に過剰な負担を強いることなどのないよう支援措置等を講じること。

以上要望する。

都市税財政の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 19 年度の地方交付税については、都市自治体の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

なお、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

- 2．地方分権を一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、偏在性の少ない消費税を含めた国税からの税源移譲により地方税の充実を図る必要がある。

そのため、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指すなど抜本的な改革を行うこと。

- 3．公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、新組織を、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。

また、新組織が市場の信認を得て、長期・低利の資金を安定的に調達するためには、現在の公営企業金融公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継することが不可欠であること。

- 4．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債の総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

加えて、政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、公債費負担の軽減を図るため、弾力的措置を講ずること。

また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公営企業金融公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

以上要望する。

介護保険制度に関する重点要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- 2．低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- 3．地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4．被保険者及び受給者の範囲の検討にあたっては、目的を明確にした上で、更に議論を重ねること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する重点要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。
- 2．高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、実態を考慮し、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。
- 3．後期高齢者医療制度の広域連合の円滑な設立・運営のため、事務的・財政的負担等に対する十分な支援策を講じること。

以上要望する。

福祉施策等に関する重点要望

福祉施策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医師の確保対策について

- (1) 産科・小児科をはじめ、不足する診療科について、医師の斡旋・調整を行えるシステムの構築等、医師確保のための緊急的な措置を講じること。
- (2) 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間地方へ勤務することを義務付ける等、具体的な方策を講じること。
- (3) 新医師臨床研修制度の導入による影響や問題点を検証し、制度の改善を図ること。

2．少子化対策について

- (1) 次世代育成支援対策に係るソフト交付金及びハード交付金の見直しを行うなど、地方への負担転嫁とならないよう確実な財政措置を講じること。
- (2) 乳幼児医療費の無料化等、効果的な子育て支援策を講じること。

3．障害者施策について

- (1) 利用者負担金を軽減するため、自立支援給付及び地域生活支援事業に係る総合的な負担上限月額を設定する等、実態に即した低所得者対策の見直しを行うこと。
- (2) 地域生活支援事業の円滑な運営を図るため、都市自治体に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (3) 事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、実態を踏まえた適切な単価設定を行う等、必要な見直しを行うこと。

4．生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。

5．アスベスト対策について

アスベストによる健康被害について、アスベストの吸引から発症までの因果関係の早期究明を図るとともに、新たな被害の発生の防止に向けた必要な対策を講じること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する重点要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．循環型社会形成推進交付金制度について

循環型社会形成推進交付金制度について、循環型社会への一層の推進を図るため、より市町村が自主性・裁量性を発揮できる制度となるよう、財政措置の拡充を図ること。

2．家電リサイクル法について

不法投棄を防止するとともに、リサイクル費用を公平に確保するため、リサイクル費用の前払い制を導入し、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、普及が著しい家電製品を対象品目に加えるとともに、不法投棄が生じた場合の収集処理費用については、事業者等の負担とすること。

3．容器包装リサイクル法について

製造事業者等に対し、設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けるとともに、拡大生産者責任の考えに基づき、事業者責任の強化・明確化を図るなど、今後も継続した見直しを図ること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する重点要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設の耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

- 2．分権型教育の推進について
 - (1) 公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に移譲すること。
 - (2) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

- 3．普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員配置の充実など、特別支援教育の充実を図ること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する重点要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進すること。
- 2．立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、道路特定財源を堅持し、地方への配分割合を大幅に引き上げるとともに、地方が真に必要としている道路整備を計画的かつ着実に進めること。
- 3．幹線道路網等の整備について
 - (1)円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備にあたっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案し、早期に完成させること。
 - (2)高速自動車国道の整備にあたっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

また、直轄方式の高速道路の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図ること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する重点要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な財源措置を講じること。
- (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

2．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持について、地域の実態にあった支援措置を講じること。
- (2) 生活バス路線維持に関する補助制度の見直し、拡充を図ること。

3．地方鉄道について

- (1) JR から経営分離される並行在来線の経営確保について、財政措置を講じること。
また、安定的な経営確保にあたり、自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること。
- (2) 地域住民にとって必要不可欠な交通手段である地方鉄道については、地域の実態にあった支援措置を講じること。

4．漂流・漂着廃棄物対策について

- (1) 国際協定により海洋投棄を禁止するとともに、船舶からの不法投棄の監視強化を図ること。また、船の積荷の荷崩れ防止対策や廃棄物の適正処理について関係諸国に協力要請を行うこと。

- (2) 海上保安庁等に専用船舶を配置し、漂流している廃棄物を漂着前に海上で回収する等の措置を講じること。
- (3) 海岸に漂着した廃棄物については、処理体制の確立とともに適正処理を行うための経費について特段の財政措置を講じること。

以上要望する。

農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．品目横断的経営安定対策の導入について

- (1) 収入減少影響緩和対策については、収入の下落時に十分対応できるよう基準収入に対する積立金の割合を見直し、赤字になった場合の対応策を講じること。
- (2) 多様な担い手の確保のため、生産実績がない既農業者や新規就農者が参入しやすい制度とすること。
- (3) 面積要件の緩和や経営規模の算定の対象に樹園地を含めるなど地域の実情に応じた支援策を講じること。また、集落営農組織等への支援強化を図ること。

2．米政策改革について

- (1) 米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。
- (2) 生産調整の実効性の確保のため、平成19年度からの米政策改革推進対策見直し後も、産地づくり交付金及び麦・大豆品質向上対策等関連対策について、現行の助成水準の確保を図ること。

3．農地・水・環境保全向上対策の導入について

- (1) 助成金交付に係る地方負担及び事務処理経費等については、地方財政を逼迫させぬよう適切な財政措置を講じること。
- (2) 面積要件等について地域の実情に応じて確定できるよう地域の裁量を認める恒久的な支援策を講じること。
- (3) 多面的な機能を有する中山間地域の荒廃を防止するため、抜本的な対策を講じること。

4．森林整備等の推進について

- (1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

(2) 地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、その整備保全等について適切な支援措置を講じること。

(3) 平成 19 年度以降も森林整備地域活動支援交付金制度を継続すること。

5 . 水産基本法に基づく水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画の見直しにあたっては、厳しい現状にある水産業の実態を踏まえた検討を行うこと。

また、漁業の経営安定策の充実及び漁港の整備促進を図ること。

以上要望する。

地域活性化政策に関する重点要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の回復を確実なものとするため、税制の在り方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業への円滑な資金提供を行うため、金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
 - (3) 信用補完制度の見直しにあたっては、金融機関の貸出姿勢の消極化などを招かないよう十分配慮するとともに、自治体の制度融資に影響を及ぼすことが予想されるため、十分な準備期間を設けること。
- 3．中心市街地の活性化を図るため、基本計画の認定は地域の実情を考慮したものとし、タウンマネジメント機関（TMO）の育成などを含めた、総合的な支援措置を拡充すること。
- 4．構造改革特区制度について、平成19年度以降も継続して実施すること。
- 5．外国人観光客の誘客を促進するため、観光立国に向けた振興施策の強化を図ること。

以上要望する。